

2021年2月通常会議議案に対する討論

2021年3月26日

立道 秀彦

私は日本共産党大津市会議員団を代表して、ただいま議題となっています

- [議案第15号](#) 大津市まちなか交流館条例を廃止する条例の制定について
- [議案第24号](#) 大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第26号 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- [議案第30号](#) 大津市老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 大津市老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第32号 大津市社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 大津市介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 大津市介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 大津市介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第38号 大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 大津市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第41号 大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第42号 大津市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第46号](#) 大津市太陽光発電設備の設置の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第47号](#) 大津市市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
に対する賛成討論、

ならびに

[議案第19号](#) 大津市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

[議案第22号](#) 大津市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
に対する反対討論を行います。

まず議案第15号についてです。

本議案は、まちなか交流館を閉館するものです。交流館は、1990年に商業の振興、市民の交流の促進及び中心市街地の活性化を図ることを目的として、2億7,600万円かけ「おもちゃの館・遊遊館」として設置され、2008年に3,300万円かけてリニューアルされた施設です。

廃止の方向が出されるきっかけとなったのは2019年度の「事業レビュー」で、市民評価委員から「不要」「凍結」の判定を受け、改めて検討して廃止に至ったとのことです。我が会派は削減ありきで進める事業レビューに反対をしてきました。地域に根差し活性化を目的とした本施設の役割を果たせるようにする責任が市にあるにもかかわらず、事業レビューに諮ったことは問題があったと考えます。

しかしながら、地元商店街への意見聴取や利用者団体の実態から廃止はやむを得ないと判断するところです。しかし、商店街は次々と店がなくなりシャッター通りになっているなどの現状からも、中心市街地の活性化の取り組みは益々重要と考えます。商店街をはじめ地域の意向も確認し、商店街ならびに中心市街地の活性化につながる施策の充実を求めて本議案に賛成します。

次に議案第24号から29号及び議案第30号から42号について、はいずれも国の基準省令が改正されたことによるもので、関連するため一括して討論いたします。

議案第24号～29号の改正は、国の省令改正に基づき指定障害福祉サービス事業所の基準に、虐待

やハラスメント防止や感染症対策、災害時の業務継続に向けた取り組みなどの強化や身体拘束等の適正化、運営規定などの重要事項をいつでも閲覧できるように事業所に備え置くこと、さらに計画作成会議のテレビ電話等の活用を追加し、義務付けあるいは努力することを規定するものです。

また議案第 30 号～42 号の改正も、国の省令改正に基づき高齢者の施設や介護サービス、介護予防サービス事業所の基準に、障害福祉サービス事業所の基準と同様に、虐待防止などの対策を強化することに加え、業務継続計画の策定や介護基礎研修受講の義務づけ、電磁的記録による対応、ケアマネジメントの公正中立性の確保などを追加、規定するものです。

昨今の障がい者や高齢者に対する暴力など悲惨な事件や、毎年のように発生する災害によって、特に自ら命を守ることが困難な障がい者や高齢者が犠牲となってこられたことなどを背景に、同じことが繰り返されることがないように改正されることは重要なことです。

一方で、深刻な人員不足や厳しい運営状況にある各事業所の現状を見れば、容易に取組が進められるとは思えません。業務継続計画の策定には災害対応という専門性が求められ研修会なども必要です。業務の対象となるのは高齢者や障がい者というケアが必要な方々であり、行政が主導する関係機関との連携体制の構築などのバックアップが欠かせません。3 年間の経過措置期間が設けられてはいますが、単なる周知や啓発で終わらず、行政の積極的な支援なくしては実効性のあるものにはならないと考えます。

また、その他の対策についても、たとえば研修の実施や参加にはそれを保障する支援が必要であり、事業者任せで労働強化につながれば、離職者を増やすだけです。市としても単なる周知や啓発で終わらず、専任者を配置して、丁寧に事業者と関わりながら推進すること、国に対し、取り組みを進めるために必要な事業者への財政支援を行うよう働きかけることを求めて、これらの議案に賛成するものです。

次に議案第 46 号についてです。

大規模な太陽光発電施設の建設による、森林伐採や地滑り地域への建設、住環境への悪影響など、乱開発が全国的にも多発し、本市においても国分地域での発電施設の設置を巡り、住民が市に対し規制要望したことをきっかけに、2017 年に、市独自の規制条例が制定されました。条例により、開発事業者に対し安全性の確保、景観の保全、環境の保全、住民への周知など一定の規制が課されたものの、現在も環境破壊や健康被害、景観などの問題で地域住民と事業者間の対立が発生しており、市民からより強い対策を求める声が寄せられています。

今般の条例改正では、住民と事業者との意見の対立を円満に解決するために、市による「あっせん」制度を導入するもので、一步前進が図られたと評価するところです。しかしながら「あっせん」に事業者が応じなくても、法令に違反していなければ「許可する」との市の答弁もあり、住環境や景観を守り、市民の不安に応えるという点では不十分であると考えます。我が会派の小島議員が一般質問で紹介したような、他市の先進事例に学び、より実効性のある条例への引き続き改正と、「あっせん」や許可についても、市民生活を守る立場にたった運用が行われることを強く求めて本議案に賛成いたします。

次に議案第 47 号についてです。

本条例改正は市営住宅入居の際に、必要とされる連帯保証人を確保できない方がおられることに対し、家賃債務保証業者等による機関保証制度を導入し、入居のハードルを下げるものとなってい

ます。

近年単身高齢者の入居申し込みが増加していますが、身寄りが無く連帯保証人が確保できず入居を断念される方がいるなど、我が会派も連帯保証人制度の見直しを求めてきたところであり、今回の条例改正を歓迎するものです。

しかし、そもそも公営住宅法に明記されているように、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を建設し、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃借することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする市営住宅の役割に照らして、連帯保証人制度そのものが問われています。

今回の機関保証も、入居者は家賃債務保証業者保険料を支払う必要があります。保険料が払えないために入居が困難になったり、高額な支払いで生活が困窮したりすることがないように、事業者には制度導入の目的を理解してもらい低廉で使いやすい制度とするよう求めて本議案に賛成します。

次に議案第 57 号についてです。

本議案は市が示した市立大津市民病院の第 2 期中期目標に基づく第 2 期中期計画を策定するものです。大津市民病院は、「地方公営企業法の一部適用では制約があり、経営の自由度が低い」「公務員制度上の職員定数の制約があるために、医療職人材の採用・確保が弾力的に行えない」などとして、2017 年に地方独立行政法人化されました。しかし 2019 年には、産科医が確保できず分娩が休止され、救命医の大量退職が発生するなど独法化による弾力的な人材確保が可能になったとはとても言えず、現在も分娩は休止されたままです。2024 年度からは「医師の働き方改革」により、医師の時間外労働の上限が法定化されると言われていることもあり、安心して働くことができる環境改善へ、職員体制の充実を図ることを求めるものです。

また、新型コロナウイルス感染症への対応において重要な役割を果たしており、新型コロナウイルス対応の強化とともに、新興感染症なども視野に置き、感染症対策と通常医療の確保に向け、この間の対応を検証し、教訓とすべきこと、課題を明らかにし、必要な体制整備や運営のあり方を速やかに検討すべきです。

そして市民の安全・安心の期待に応え、信頼される公立病院としての役割を果たすために、地域医療構想に基づく医療需要ではなく、市民の医療ニーズを病院自らが的確に捉えることを求めるものです。

以上諸点について改善を図り、市が積極的に関与し、計画を推進されることを求め、本議案に賛成します。

次に議案第 19 号についてです。

本議案は、自動運転バスの運行のために、事業者が道路に、磁気マーカーを埋め込むなど必要な設備を市道に設置する際、占有料を科すことを規定するもので、自動運転を本格的に進めるために必要な準備を整えるものです。自動運転は人の運転を補助し事故を防ぐなど、期待される側面もありますが、まだまだ多くの課題が残されています。大津市での実証実験でも事故が発生し、安全対策や事故、トラブルの際の責任の所在など課題が明らかになりました。さらに、将来は運転手なしの無人運行が目指されていますが、まだまだ安全性の確立には程遠い状況です。そのような下で、大津市道で自動運転を行う事業者の参入を前提とする条例の制定は時期尚早と考えるもので、本議案に反対します。

議案第 22 号についてです。

本議案は国における道路構造令の一部改正に伴うもので、改正の内容は2つあります。

1 点目は、条例の第 33 条・交通安全施設の中に「自動運行補助施設」を加えるもので、補助施設とは自動運転車の運行を補助する磁気マーカ―や GPS による位置情報表示施設等を指しています。これも自動運転の事業者参入を可能とする規定です。

2 点目は、「歩行者利便増進道路」に関する条文を加えるものです。昨年 11 月 25 日に施行された道路法等の改正に伴い、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度が創設されました。このことにより利便増進のための特例区域で、民間の創意工夫を活用した空間作りを可能にし、地域の裁量の下、活用できるようにするものです。

大手不動産会社などの大規模開発事業を進める特定事業者に、公共空間である道路の占有を最長 20 年も認めることを可能にしますが、住民との協議、調整を円滑に進める仕組みがありません。道路という公共空間を、住民の意向を無視した再開発事業などに利活用されることが危惧されるなど、安全安心のまちづくりに寄与するとは言えないことから本議案に反対します。

以上で討論を終わります。